

第9期第7回 全体会記録			記録（書記）		黒川
部 会 名	全体会		回 数		7
日 時	令和7年7月16日（水）	13時30分	～	15時55分	
会 場	中野区役所6階 603・604会議室				
参 加 者	出席：中村（敏）、黒木、大倉、鈴木（裕）、工藤、松井、古京、小川（光）、高橋、関口、眞山、宮澤、山本、上西、福本、大川、池田、松田、鶴丸、徳嵩、吉田、中村（美） 欠席：秋野、鈴木（祐）、大村 事務局：鳥井、河村、堤、大野、酒井、樟山、長沼、齊藤、島田				
配 付 資 料	（参考資料1） 第9期中野区障害者自立支援協議会名簿（令和7年度） （資料1） 相談支援機関会議資料 （資料2） 個別ケア会議資料 （資料3） 相談支援部会議資料 （資料4） 地域生活支援部会資料 （資料5） 就労支援部会資料 （資料6） 障害者差別解消部会資料 （資料7） 施設系事業者連絡会報告資料 （資料8） 相談支援専門員連絡会報告資料 （資料9） 就労選択支援の導入に関する区の基本的な考え方について （資料10） 障害の理解促進・ふれあい交流事業について （資料11） 信号機の点灯時間変更工事について 仮設バス停整備について （資料12） スマートインクルーシブシティ実現プロジェクト モニター募集のお知らせ ・社会福祉法人中野あいいく会 知的障害者（児）ガイドヘルパー養成研修（通学）受講生募集 ・第10回全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会				
内 容					
【第7回協議会】					
（中村会長） 6月18日の衆議院本会議で手話言語推進法が可決され、25日に施行された。ろうあの方にとっては念願であった、言語の獲得、言語を学ぶ、使う、守ることが手話言語においても必要であると法律で定められた。今後は社会に浸透し、普及することに期待したい。 前回障害年金の問題に触れたが、6月17日の参議院の厚生労働委員会で年金機構の理事長の答弁があり、調査では組織的指示はなかったが、審査の適切性を点検して必要に応じて支給すると答えていた。不支給や認定されなかった方は再審査を行っても良いのではないかと。 7月20日の参議院選挙について、7月1日付で厚生労働省から都道府県市区町村宛に協力依頼文が発出されている。全国の選挙管理委員会に対して、選挙人を介護する者はやむを得ない事情があるとして、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができる等具体的な内容になっている。 17日21時にNHKで投票バリアフリーに関するニュースが放送される。					

前回連絡した通り新宿公共職業安定所雇用開発部長の工藤英子さんを委員に迎えることになった。ひと言ご挨拶をお願いしたい。

（工藤委員）

雇用開発部の主な担当業務として、障害者の職業相談や紹介業務、中野区新宿区杉並区の事業所に対して障害者雇用に関する雇用指導を行っている。

令和6年度は東京都において、障害者の就職件数が7510件であり令和元年以来過去最高である。全国的に見ても2年連続で過去最高の就職件数を更新している。要因としては、昨年度法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、障害者雇用に取り組む企業が増えたことが考えられる。

今年度も除外率が一律で10%引き下げられたことにより障害者雇用に積極的に取り組む企業が増え、求人数も増えるのではないかと。

（中村会長）

前回相談支援専門員連絡会の方の参加について検討した。障害者自立支援協議会、設置要綱第5条第2項に、会長が必要があると認める時は、委員以外の者に協議会の会議への出席を求めその意見を聞くことができるとの要綱に基づき、相談支援専門員連絡会会長の中村美幸さんを招いている。

（1）部会等報告

①相談支援機関会議報告

（長沼係長）

4月は事例件数総数13件である。主たる話題として虐待通報の難しさについて、支援者が家族との関係や通報後の影響を考え躊躇うことが多く、通報者の保護や支援者が安心して虐待通報が出来る環境づくりが必要である。

サービスが利用できていない状況でのサービス更新について、生活訓練の更新希望があったが、必要性があるのか訪問看護師と連絡を取り相談先を増やそうとしても支援が追い付かず、連絡も付きにくい事例であった。保健師との連携でより適切な対応を検討中である。

車いすの方の物件探しについて、現在の住居が建て壊しになり管理会社が対応物件を探すが、思うように動かない。地域課題として車いす対応住宅の不足があり都営住宅も狭き門である。

拘置所から出所した方の住まいについて、出所後生活保護受給したが施設入所を拒否しており個室ビデオ店暮らしの方である。個室ビデオ店の費用が受給額を超え、月末には宿泊先が無くなる。触法の方は再犯の可能性から生保が入居を止めるケースもあり、ネットカフェや個室ビデオ店暮らしに陥りやすい。

他に高次脳の方の就職先探しや障害者の職探しにハローワークだけでなく、優良求人サイトが活用されていること等について議論した。

②相談支援部会報告

（大川委員）

5、6月の議事録が記載されている。現在第9期に入り、何を行っていくか検討した。事例検討会はどうかと中野北地域包括支援センターに依頼しており、年度内に実施できるように計画している。

中野区の重層的支援体制が十分に機能しているかどうか、実態の調査のためにアンケートを実施した。アンケートが膨大な量になり部会の中でまとめている。困難事例に関してどこに相談して、どのように対応していますかという質問には、第1層の方から基幹に相談したが、関係機関で解決してくださいと言われたと回答があった。しかし基幹からは密に連携を取っていると回答があり既に齟齬が生まれている。

部会員から精神であれば保健師、知的であればケースワーカー、虐待ケースであれば基幹に相談することが多いが、困難事例も関係機関で連携を図りながら対応していることが多く、基幹に相談することが少ない。基幹の動きや役割を明確にして欲しい、中心となって指揮を執って欲しい、地域の基盤づくりをして欲しい等意見があった。

相談支援体制には様々な課題がある。全体会でもアンケートについて報告できるようにと考えている。

（中村会長）

アンケートの集計は難しいと思う。相談する人はスがるような気持ちで行くこともあり、相談を受ける側としてはどれだけ親身になれるか、力量が及ばない所に対してどうしてもつれない対応になることが不満につながるのではないか。

③地域生活支援部会報告

（鶴丸委員）

5月は今年度の活動内容を話し合い、6月は事例検討を行った。障害児の母親に来てもらい、どのようなサービスを利用しているか、どのような部分で困っているかを聞き、グループディスカッションを行った。

一番困っていることは、緊急時に対応し、受け入れてもらえるところが少ないことであった。

部会員から緊急時に受ける場合、その障害児についての情報が紙ベースではあるとしても、実際に会ったことがないと受ける側は躊躇してしまう。普段関わっている人も一緒に入れるような仕組みがあると良いと話があった。

事例は医ケアが必要な方であったが、医ケアと言っても様々な方がいるので一括りではなく、人となりを見て欲しいと話があった。

障害児のサービスと障害者のサービスはお互いが良く分かっていないのではないかと。介護保険と障害福祉サービスの間の感覚の溝のように感じた。障害児の状況やサービス等を知っていないと、スムーズな移行ができないのではないかと。障害児のサービスを知る良いきっかけになった。

7月の部会では社会資源のマップについて、今どのようなマップが他の自治体ではあるのか、中野区内ではどのようなものがあるのか等、北区や文京区の社会資源マップを持ち寄り検討した。

結論として紙とHPの両方があると良いとなった。介護保険ではケアプロというサイトがあり、サービスを検索できる。これに障害福祉サービスも載り検索できれば良いと話があった。

障害者では福祉のしおり等がある。障害児では一覧に写真や事業内容等が入っておりイメージしやすいが、障害者になると名前と連絡先のみになる。

ケアプロの中に障害福祉サービスを追加し調べられるようにする、障害児のようなイメージしやすい内容に変える等はできるか。

（中村会長）

ケアプロはどこが管理しているものなのか。→ケアプロナビというもので、介護保険課が担当している。

WAM は事業者が番号の指定を受けると必ず登録し、内容は自分たちで入力する。必要な情報を提供すると WAM に載るが最低限の情報である。情報を集めるには多くのエネルギーが必要になる。皆が協力して、それぞれの事業を紹介する仕組みができると参加しやすいのではないか。

介護保険の検索エンジンに障害分野が載る環境を作れるならば、それぞれの社会資源に呼び掛け相談できれば良い。

（事務局堤）

ケアプロナビは区内の介護事業所、介護予防・生活支援サービスを検索することができるサイトである。障害バージョンでもこのようなものが必要であると分かった。

（黒木委員）

地図に落とし込めてはいないが、地域の活動等が載っているものは、中野区でもいくつかある。様々なデータベースがありそれを最新のものにすることが難しい。どのようなものがあり、障害のサービスや社会資源をどのように利用するのがよいか検討しても良いかもしれない。

（中村会長）

グーグルマップ等も良くなっており、中野区の障害者施設を調べるとマップに出る。質問をインターネットに投げかけると AI が関連情報を集めて答える等便利になっている。少し工夫すると紹介できるような材料はあるのではないか。

（事務局堤）

中野データマップは HP から見ることができ、行政情報や地域情報を地図を通して公開している。子育て教育、環境、医療、健康、福祉等があり、福祉関連の施設がマップで見られる。

（中村会長）

確認を行い別のものが必要かバージョンアップするか等検討して欲しい。

（鈴木委員）

就労支援部会でも同じく検討していた。WAM ネット、東京都障害情報サービス等あるが使われる方に知られていない。情報獲得に行く方も情報がどこにあるかが分からない。中野区のマップを私も良く知らなかった。

（鶴丸委員）

検討している段階であるが、実際に作ったとしても広報が必要になる。部会員が会議の場でインターネットを使い社会資源を調べたが、たどり着けなかった。使い勝手やどのような方が求めているのか等を調べて動いた方が良い。

（中村会長）

当事者の方に聞いてみたい。個人差はあると思うが、何か情報を得たいときにどこに最初に行くか。

（池田委員）

自分の場合はグーグルで調べる。お店のHPを見る。インターネットで調べる。直接電話する。メールやラインでお店に連絡をする等である。

（眞山委員）

グーグルで調べる。

（高橋委員）

社会資源に関してはケースワーカーに聞く。

（中村会長）

社会資源の情報に、どのようにたどり着くかマッピングが必要かもしれない。

④就労支援部会報告

（鈴木委員）

議事録には4月、5月分が載っている。4、5、6月の部会では令和6年度の振り返りを行った。令和6年度は情報保障から始まった。入社の手続き等も今は全てオンラインになっているが、できない方は一定数いる。給与明細もウェブになり見られない人もいる。

部会員に困っていることはないか確認したが、意外と困っていないという意見もあった。就労支援では応募、面接、入社手続きもオンラインのため、できない人の場合は代わりに行くが、これで良いのか、ここから合理的配慮が始まっていないのかと思った。

地域課題の整理も行った。障害者雇用が今大きな伸び率を上げており、数としての実感はある。一方で障害者雇用が進まない企業もある。10月11月に雇用相談会として、中野区内を中心に思うように障害者雇用が進んでいない企業と支援者の意見交換を行った。その中で企業では支援機関の存在を知らない方が多く、役割を知らない方も多かった。来た企業は社員100人前後の会社が多く、1人雇用すれば良いが思うように仕事の切り出しができない、仕事が見つからない等の課題があった。

就労相談会は、どこにもつながりがない方を掘り起こそうとして開催した。令和6年度は1回開催し、令和7年度は明日区役所1階で行う。相談機関等につなぐのがない方の相談が多く、区報で周知することの効果の大きさを感じた。

社会資源マップも良いが、区報の中で特集を組み紹介すると区民に広まるのではないかな。

障害者雇用の現状について、ハローワーク新宿の雇用指導官から令和6年度障害者雇用の集計結果の説明があった。雇用者数や紹介数、求人数は上がっている。東京都は企業数が日本一であるが、実雇用率は47位である。東京都は、企業は多いが売り手市場になっておらず、選考が厳しく応募しても採用されにくい。大企業は雇用率を達成できているが、中小企業が達成できていないため、中小企業が1人雇用すると雇用率が大幅に改善する。そのため中野区内の企業の開拓、障害者雇用を周知していくことの大切さを確認した。今年度も障害者雇用相談会を行う予定である。

9月は障害者雇用支援月間であり、8月からポスター掲示等行い周知啓発を行う。お互いを知らないため雇用も進まないこともある。

ハローワークに登録される方の手帳の種別では精神障害者の伸び率が高い。東京都全体のハローワークに登録されている方は、身体障害の方が14万人であり、精神障害の方が5万8千人、知

的障害の方が5万人である。精神障害の方が知的障害の方の人数を逆転している。ハローワークに来る方も精神障害の方がほとんどである。ハローワークの窓口に来る方も50代60代が普通になっている。地域のB型事業所も高齢化しており、家族の高齢化等の課題が共有された。

（中村会長）

企業の障害者雇用は伸びており、雇用率も上がっている。A型、B型事業所の数も利用者の数も伸びている。一方で、障害者の解雇者数も過去最大であり、A型事業所の方が7、8割である。障害のある人たちの働く場が波乱万丈の時代になっている。中野区内ではB型事業所の定員不足の現状もある。実態がつかみにくいため、区内で整理し実態把握が必要だと思う。

⑤障害者差別解消部会報告

（高橋委員）

6月は今年度の予定等を話し合った。

議題1つ目は意見交換会についてである。どのような方を呼ぶか具体的に話し合った。ハンディキャップがあるものとしては遊びの分野での差別を今後解消していくために、TOHO シネマズ等の映画館や東京ドームシティ等のアミューズメント施設に働きかけ、私たちが普段どのような気持ちで利用しているのか、あるいは施設側としてどのような配慮を行っているのか、どのような配慮をしてもらいたいのか等意見交換したい。

中野区新庁舎のナカノヤとの意見交換や、スターバックスは店員の対応が素晴らしいためどのような研修を行っているのか興味深い、そのような方と意見交換を行うことが出来ると有意義であると話した。

最終的に3つ程に絞ったが、それにこだわらず様々な分野に働きかけていく。11月以降の部会では実現できるのではないか。

議題2つ目に出前講座について、3月21日に北中野中学校に出前講座を行い、アンケートを部会で確認した。障害理解が深まった、ある程度深まった、よく深まったと、9割近くの生徒の回答があり、紙面で見た時に感動した。私たちが自らの声で語り掛ける効果が出ているのではないかな。短い動画を給食中に流したら良いのではないかな等の意見もあったが、自ら出向くことがいかに生徒たちの心に響くかが読み取れる。

北中野中学校は前年度が評価されたのか、今年度も実施でき、6月24日に行った。少しずつではあるが呼んでいただける学校が増えるとありがたい。

議題3つ目に、子どもワクワク体験 DAY について、初めての試みで8月に事業団主催で行う。盲導犬体験と作業体験がある。盲導犬は魅力があるのか、多くの応募があったらいい。そこから数十名の親子に集まっていただき、理解啓発のイベントが開催される。

（中村会長）

障害理解のための活動を積極的に行っている。通級の中学生たちが講義を受けるため、障害のある人たちのことを理解して大人になっていく。良い関係が作られるのではないかな。知ることが一番である。

遊びの場で東京ドームシティ等メジャーな所に行くとしたら、新聞等報道などを利用して欲しい。報道機関に連絡すれば必ず取材に来る。中野区の障害者自立支援協議会の差別解消部会の活動として報道するともっと広がっていく。

⑥施設系事業者連絡会報告

(徳嵩委員)

令和6年度の活動のまとめを行った。事業所間交流研修と外部講師による研修、就労選択支援の概要を確認した。

令和7年度の議題を決めていき、案が出てきている。

外部講師による研修テーマのアンケートでは、様々な通所施設が集まっているため、1つに特化したものではなく共通の話題が良いとして、BCP、職員のメンタルヘルス、意思決定支援等が良いと話が出た。次回以降講師の方を決め、2月辺りに研修を実施する。

今年度は8月にイベントについて情報交換を行う。車いすで利用しやすい施設や多動の方等が外出しやすい場所、職員が利用者のことを把握しやすい建物等様々な情報交換ができると良い。

10月には中野区の防災や二次避難所についての情報共有を検討している。それぞれのBCPにも関係する。それ以降は事業所間交流研修について話し合う予定である。

今年11月にデフリンピックがあり中野区総合体育館ではテコンドーが行われる。

(中村会長)

イベントの情報の時にお店等の紹介も行うのか。→そのような情報を交換したい。

社会資源マップにも協力があれば充実したものに出来るかもしれない。

⑦相談支援専門員連絡会報告

(中村さん)

5月の会議報告をする。登録者数62名のうち参加者は39名である。相談支援事業所単位ではなく、相談支援専門員個人が対象であり参加者の顔ぶれも毎回異なる。通年でテーマについて調査や話し合いを重ねることで学び、成果物を生み出すような構成ではなく、その回ごとのテーマに即した講義や話題提供を行いグループワークに取り組むことで、実務に役立つ知識技術、ネットワークを得る構成になっている。

令和8年1月までのスケジュールとして、相談支援体制を相談支援専門員の視点で見直すというテーマが根底にある。その流れの中で第2回は社会福祉法人ソラティオの岡部様を招いて講義を受けた。

令和6年度の報酬改定を踏まえ、各種加算を得ようと相談支援を行う取り組みは、単に収益ではなく相談支援の質の向上や地域づくり、事業所運営に繋がるという貴重な話であった。グループワークで意見交換や情報交換を行い、質疑応答やアンケートの内容を見ても関心度の高まりを実感した。

終了後のアンケート回収率は約8割である。アンケート項目は講義から学んだこと、業務で取り組みたいと思ったこと、ご意見ご感想という内容で行った。回答では知らなかったことや理解できていなかったことを学ぶことができた、経営の安定が相談支援の質の向上や権利擁護に繋がることに対する印象深さ等があり、協働型への興味関心の高さがうかがえた。

一方で講師の岡部様からもフィードバックを頂き、参加者の関心は高いが相談支援専門員1人当たりの稼働率や加算取得状況の低調が見られ、背景に基幹による人材育成や体制整備が行われているか、基幹からの情報提供の弱さの可能性、同時に相談支援専門員自らが情報を取りに行こうとする力の弱さの可能性があるとの言葉を頂いた。

地域課題を解決する手立てとして基幹相談支援係による相談支援体制整備のビジョンやロードマップがあると良い、作成には東京都の特別アドバイザー事業の利用も手段であると提案があった。

参加者のアンケート回答では、通所事業所付きの相談支援事業所が計画作成する体制を今後も継続するのか、継続する場合、国や他区の方針と比較し必要性の根拠を示して欲しい。中野区らしい相談支援事業所の拡充に繋がるよう検討して欲しい。障害児相談支援にもっと光を当てて欲しい等中野区の相談支援体制整備に関わる意見も見られた。

連絡会の役割として全体会に報告することもあるため発表した。頂いた意見も踏まえ、相談支援専門員自らが主体的により良い変化を生み出せるように取り組み、テーマの選択や会の構成をしていきたい。

各回のテーマだけでなく毎回情報提供を行い、情報を持ち帰る構成にしている。第2回では障害福祉課、各すこやか相談支援事業所、つむぎ、せせらぎの担当者一覧を配布した。日頃の関係機関連携に役立てて欲しい。ピアサポーター総会のチラシ配布、案内も行った。このような時間を今後も継続することで、相談支援専門員の積極性や行動力につなげる後押しになるのではないかな。

（中村会長）

心強く思いながら聞いていた。相談支援部会からの希望があり作られた連絡会であるので期待も大きい。

社会福祉法人ソラティオは相談支援事業に特化した事業所であり、相談支援事業は報酬があまりよくないため、通常は積極的に展開しないところであるが、あえてそこを最初の窓口であるからと非常に頑張っている所である。

（上西委員）

情報を取りに行く弱さとあったが、どのような情報のことか。

（中村さん）

例えば報酬改定が行われどのような加算があるのか、協働型の仕組み等の情報はすでに出ているものである。今回感想で知らなかったことを知ることができたとの反応が多かった点を踏まえ、以前から出ている情報のため、自ら研修に参加したり、厚労省の情報を見たり、基幹の働きかけだけでなく、自ら取りに行く双方向の力が必要との意味である。

（上西委員）

報酬のことがテーマであったので、その話になったと理解できた。

すこやかはシステムティックであり、記録を付けることの強さがある。一般の自事業所の利用者の計画を立てる所では、綿密な支援をしていてもそれを記録に取ることができず、加算を申請できない。相談支援事業所は何人体制かで加算が決まるため、人が配置できなければ加算請求ができず、小さい事業所は難しい部分がある。

子どもと成人のサービスの違いには問題がある。学校時代は恵まれたサービスが当たり前のことである。送り出せば通学支援、通学バスがあり、学校が終われば放課後等デイサービスが迎えに行き、家まで送る。家を出る時から帰る時までサービスがある。

しかし学校を卒業すると、要望に応えられない。B型を利用するためには一人で行って帰る力が大事である等、相談支援事業所も子どもの計画を立てる方も、成人を目指して相談に乗れるようなことであれば良い。

知的障害のある子の親であり、事業所であるため、理想的には学校で受けているような教育プラス福祉サービスが一生続けば良いが難しい。実際のサービスの量と願いが叶わない部分を大人になってからどのように落とし込むのかは一つの課題である。

加算を取る力もあるが、相談支援専門員はその方の一生の暮らしをどのように作るかも学びながら、相談に乗っていただければ本人のためになる。理想的なものはいくらかでも組み合わせられるが、実際の動きの相談に乗れると良い。

（中村会長）

報酬改定の請求関連のテーマで加算に繋げましょうとの話は良い。障害者自立支援協議会の場であるため正直に自分の気持ちを言うが、今の報酬のあり方について支援の質とあった体系になっているか疑問はある。

例えば日割りについて、本人が自立支援給付として受け取った分でサービスを受けるため、本人が利用しなければ報酬として払わなくてよいとの理屈がある。しかし1人休んでも職員の配置や人件費をその日だけ減らすことはできないため矛盾がある。

生活介護に時間で配分する仕組みが設けられ、B型も検討されている。短い時間しか利用できない人たちに対して、工賃のレベルでも時間でも評価される。小さい事業所で少人数のB型事業所等はかなり悪影響が出る。報酬そのものの基準が本当にサービスの質とあっているかどうか考えていくべきである。矛盾がある、一致していない場合は運動につなげていくことが障害のある人たちの立場で意見を言うことになる。

ソラティオの講演を否定するわけではない。行っているものは報酬を得るために努力しなければならない。しかし支援員が加算を取るために努力するというだけでは元も子もない。質を上げていく結果、加算に繋がるのが正しい解釈なのではないか。

（中村さん）

説明が誤解を呼んだかもしれない。報酬を取っていきましょうという話ではなく、加算の意味を知るものであった。加算に込められた意味には、相談支援専門員が適切に相談支援を行うにあたり、求められる働きをして欲しいとの思いがある。その結果加算にもつながるが、求められる働きをすること自体が利用者の為であり、権利擁護に繋がる。相談員がそのような力をつけ、制定されているような加算が得られる程になると、相談支援の質の向上や事業所運営、事業所の人材育成にもつながる。そちらの方が重要であるとの話であった。やったことをお金に換える話ではなく、質の向上が重要であり、それが加算として表されているという話であった。

（中村会長）

議事録と説明によって感じた話をした。加算を取りに行くことを悪いとは言っていない。報酬そのもののあり方である。

（資料60頁）「報酬改定は国が勝手にやっていることではない。報酬改定検討チームが基本的な考え方を基に、基本報酬、体制加算、各種加算の拡充など考えられている。」と書いてあるが、報酬改定チームの基本ベースに財政制度等審議会の意見も入っており、お金もベースにある。財政審は経営実態調査の数字をもって、ここは黒字が出ているから減らしましょうという考え方も入っ

ているため、そのまま受け取っていてよいのか疑問を持ちながら聞いていた。否定している訳ではなく、このルールの危なさもあるのではないか。

法律は国民の義務として守らなくてはならないが、間違っていることもあると過去の経験から分かる。優生保護法やらい予防法等は、当時は合法であったかもしれないが、そのような所に疑問をもって当事者の立場になって考えていくことが大事である。

専門委員会の中で議論をしながら情報を得ながら意見交換し、全体会にも反映させていただければこのような意見交換ができる。

（松田委員）

相談員として自分の立場もあるが、相談支援部会の一員としても会議で思うことがあったので話をしたい。

そもそも報酬や加算の話は、基本報酬がしっかりあればよかったが、矛盾がある中でそこを加算で何とかしていこうという始まりなのではないか。加算を各事業所、相談員が取れば回収ができるが、そうではないことがはっきりした。

A 事業所が取っている加算を、B 事業所が同じことをやってもとれないことがある。相談員が一生懸命やりながら報酬をあげているが疲れが見えてきている。疲れているので加算のことまで考えられないのではないか。

疲れは区内の相談支援事業所や他の事業所でも起きているのではないか。その部分を何とか形にして解決したいと相談支援部会として思った。

施設の中に相談支援事業所が併設されているところがある。良い面もあったが施設の中の相談支援事業所がいつまで抱えていくのか。それも解決していかななくてはならない。改めてそのような問題を考え解決の方向にいければ良いと思った。

（中村会長）

今の報酬のあり方に対して、記録や請求等事務作業が増えている。事務員を雇わなくてはならない程大変である。サービスの質がそこに現れるという見方もあるかもしれないが、今まで支援員も働く仲間であったが、支援員と利用者の関係になり利用者が帰った後に事務作業をする。それは本当に福祉サービスを提供している事業者としての在り方なのか。そのようなことを問い、今の法律や制度が本当に良い在り方なのか、疑問を持ちながらも良いのではないか。個人としての意見である。

（福本委員）

相談支援事業所の空き状況はどうなのか。

（認定給付係 齊藤）

区内には27事業所がある。障害者の計画相談は作成率が90%を超えている。障害者のサービスを使っている方は事業所が確定している。中にはセルフプランの方もいるが、大人はかなり充足できている。しかし抱えているケースが多くなり、すこやか等は事業所として新規を受け入れられないところもある。その分最近できた相談支援を中心として行っている事業所は新規のニーズを追い、何とかまわっているのではないか。

（松田委員）

相談支援部会の中でも話し合っている。計画を立ててもらいたい人が必ずどこかに繋がり計画を立てられるかを気にしている。

27か所ある中で施設付きの相談支援事業所が多数あり、基本的には一般的な相談を受けず、施設の方が中心になっている。新規で探したいときに27か所の名簿をもらっても、実際にはその中の半分くらいは新規を受け付けてくれないことがあるのではないかな。

今後福祉のしおり等を修正するときに一般の方を受けてくれる相談支援事業所と、施設付きの事業所が分かるようにマークを付ける等ができないかな。

（中村会長）

施設付きの相談支援事業所は一般の計画を作ることができないのか。→できない訳ではない。受けるかどうかの問題である。

利用者側からするとどこに行っても受けてもらえるはずが、できないと言われてしまう実態がある。そのことが問題なのではないかな。それはなぜなのかな。

（松田委員）

施設の中に相談支援事業所が作られた経緯があり、行うかどうかは事業所の判断である。

（中村会長）

仮に自分の所でできなくても、あなたの場合はここが受け付けてくれるというアドバイス等ではできているのか。→それはできている。その際に使われるのが一覧の名簿である。

当事者からしてみたら使いにくいのではないかな。自分が相談に行くのであれば出来るならやって欲しいと言いたくならないかな。

（関口委員）

行政が相談支援事業所を指定し、その相談支援事業所が行う仕組みではないのか。相談支援事業所に計画を作ってくださいと言うのではなく、行政に申請して行政からここで行うと決まっていくと理解していた。

（池田委員）

自分はセルフプランであるが、相談支援事業所は自分で選んで、プランを作ってくれと言えやってくれる。

（中村会長）

どちらにしても自立支援給付は行政が発行するのでスムーズにつなげてほしい。

（関口委員）

基本的に福祉サービスは本人申請の申請主義であり、申請する場所は行政の窓口である。行政の窓口は申請を受け、できそうな事業所を選びここに行ってくださいとなっているのではないかな。申請主義のため、申請して通らないこともある。

（認定給付係 齊藤）

中野区の場合はすこやか相談支援事業所がサービスの申請窓口になっている。お客様はそちらにサービスの申請に来る。その段階で計画相談を作ってくださいと話をして、事業所を紹介する。事業所によって対応が異なるところもあり、この中から選んで利用してください、なかなか見つからなければ協力しましょうとして、すこやか相談支援事業所が具体的にここに当たってみてはどうかと案内する。区が直接相談支援事業所を紹介するようなことは現状行っていない。

（松田委員）

すこやか相談支援事業所の窓口で27か所の相談支援事業所の名簿を見せてもらうが、その中には実際は積極的に作らないところがたくさんある。作ってくださいとの交渉は本人では難しい。作れるところが最初から分かるようにすることが、利用者の視点から見た名簿の価値である。併設のマークを作る、特徴を書く等意見が出た。そのような部分が分かるような実用的な名簿にしていきたい。

（鳥井課長）

中野区の障害福祉のしおりを秋に向けて作っている。意見としては承った。

このしおりは、行政が発行するものであり、また基本的には障害福祉サービスの事業所は正当な理由がなければサービス依頼を受けなければならないこととなっている。計画作成依頼を受けない相談支援事業所、と言った記載ではなく、施設併設の相談支援事業所の表記ではどうか、とのご意見もあったが、1つの建物に複数のサービスや事業所があるところは様々ある。しおりの内容が実際に役に立たない意味はないことは確かであるが、行政がそうしたことを表示するのはどうか、という問題もあるので悩ましい。

（中村会長）

基本はやらなくてはならないのに、行政がここはやりませんと印はつけられない。

自立支援協議会の全体会の場合でも相談支援事業について混乱している。そのようなことが無いようにするために我々が努力していく。

相談支援専門員連絡会ができたのでその辺りも含めて利用する人の立場で、どんな相談支援事業所、専門員になっていくのか踏み込んでいただければと思う。

（関口委員）

行政からこの方をお願いしますと言われたときに、その事業所が手一杯で新しい方を受け入れられない場合はある。そのような時は仕方がないが、基本的にやらなければならないため行政が割り振ったら受けるという形が当たり前ではないか。

（中村会長）

利用契約制度は対等な関係であると言いながら、行政措置である。

次回も中村さんに出席いただくことで良いか。→そのように調整する。

（2）その他報告・提案事項

①就労選択支援の導入に関する区の基本的な考え方について

（鳥井課長）

10月からサービスが開始される。前回区の考えについて質問があり検討中と返答した。その後中村会長から情報提供等をいただいた。

（資料67頁参照）

関係事業者へ説明会の実施を想定している。先週東京都から区役所に連絡があり、7月23日に区市町村役所向けの説明会を実施するとのことであった。それを受けてから事業所の皆様向けの説明会を行いたい。

現在はこの基本的な考え方に沿い、障害者福祉事業団と特別支援学校と調整作業を行っている。資料もまとまりつつあるが、都の説明会を受けて、内容を固めたい。

事業所の説明会には計画相談事業所、すこやか相談支援事業所、就労選択支援の可能性がある就労移行支援や就労継続支援の事業所、特別支援学校にお声がけをする。オンラインも検討する。

東京都で事業者指定が開始された。10月1日にサービスを開始するためには8月8日までに事業者申請をしなければならぬため、それには間に合うように日程を設定したい。

（関口委員）

全体でどれくらいの数の事業所を想定されているのか。

（鳥井課長）

春時点では6つ程度の事業所が関心を持っていた。今回の区の考え方の中で特別支援学校の在校生の対応について整理はするが、基本的には中野区障害者福祉事業団の就労選択支援事業を主なものとして想定している。

既卒者や、精神障害者等で就労経験のない方の利用については、中野区障害者福祉事業団でも対応できるが、それ以外の事業所で就労選択支援を実施する場合にはそのような利用も可能である。

（関口委員）

就労選択支援は、どのサービスを使うかを決める為に利用する。この場合の給付はどの時点でどのように出るのか。申請する方は就労選択支援を使いたいと申請をするのか、このサービスを使いたいと申請をするのか。

（鳥井課長）

今後就労継続支援B型等を新規利用される方は、就労選択支援事業を受けることになる。初めから就労選択支援事業を使いたいとの相談もあるかもしれないが、直接B型を使いたいと相談があった時には、経過措置がない方の場合就労選択支援事業を受けてからになりますという話になる。

（中村会長）

相談支援事業所に相談に行くと、まず就労選択支援事業を利用してくださいとなる。今までのように就労継続支援A型、B型、就労移行支援事業に直接行けない。

すでに利用している人たちにも経過措置があるが、改めて選択、検討するために就労選択支援事業を利用することもできる。

特別支援学校については在籍中に就労選択事業を使い検討する。

1か月で非常に単価が高いため、営利企業が入ってきて変な回し方をしなければよいと心配している。そのようなことができないようにすると国は言っている。

働き方を決める大事な事業である。区内でしっかりやっていただきたい。就労選択支援事業は支援員のスキルも高いものが求められる。就労先を短い期間の実習を見て、関係者を集めアセスメントシートを作り最終的に本人に決めていただく。養成研修を受けるが、相当なスキルが求められるのではないかな。

（鳥井課長）

説明会の後で全体会委員に資料を送付する予定である。

（上西委員）

今まで利用希望の方は B 型を使う等の際に区に申請書を出すか、就労選択支援事業を使いたいと申請し給付決定があり、受給者証をいただいてから進めるようになるか。

（中村会長）

例えば就労選択支援事業を使いたくないと本人の希望があった場合はどうなるのか。

（鳥井課長）

新規に利用される方は原則として使わないといけないルールである。

（認定給付係 齊藤）

今は就労移行支援事業所で就労アセスメントを行っているが、10月1日に体制が整わない自治体も出てくる。その場合近くに就労選択支援を行う事業所がない、あったとしても待機期間が生まれてしまうような場合には、今と同じ就労移行支援事業所でアセスメントを受けてから B 型に行く。拒否された場合については具体的なケースはまだないが、今のところは限りなく行うようになっている。

申請をして区の勘案事項調査や 80 項目の調査を受けたうえでサービス等利用計画案を作り、支給決定を受けて就労選択支援事業所に行き、1 か月の支給期間を認定する。その受給者証をもって就労選択支援事業を受けアセスメントを区に提出し、その結果を考慮したうえでどのような進路が良いのか支給決定の参考にする。

（鶴丸委員）

精神科に長期入院している方も同様か。

（認定給付係 齊藤）

区で利用する見込みがあるかどうか検討し、利用する見込みがない場合には支給決定をしなくても良い。まず利用に至る状況であるのか注目しなくてはならない。

長期入院をされている方も対象外にはなっていない。対象外の方は 50 歳以上の方、障害基礎年金 1 級の方、加齢によって就労が困難になっている方である。就労経験がなく、50 歳未満、年金が 1 級ではない方はもれなく行う。

（松田委員）

精神障害で退院してくる方は、恐らく最初のうちは就労が難しいため、何を使うにしても体調管理や生活の安定、生活のリズムを作ろうとしている方が多くいる。その方たちは就労をしたいのであれば良いが、就労をしたいとすら言えないような方に対してはどうしていくのか。

（中村会長）

2つお願いしたい。1つ目に働きたい人が、就労選択支援事業を利用することによってあまり時間をかけずに働ける場所を確保してもらいたい。

2つ目に関係者が集まる連携会議があるが、様々な所に毎回声をかけることは大変な作業になる。声がかかった時には協力関係を作っていただきたい。

（松田委員）

質の担保を考えていただきたい。B型事業所を使うときに、多くの事業所では医師の診断書や意見書をもらっている。そこには就労ができない、この程度ならできる、B型が適当等と書かれている。就労選択支援の結果と医師の判断のどちらを優先させたらよいのか。

就労選択支援事業所が増えてきた時、精神障害、高次脳機能障害について分かっている支援者であるのか非常に心配である。専門相談の先生よりその方たちの判断が正しいのかが分からない。

（中村会長）

今までの判断がダブルスタンダードになったり、トリプルになったり、様々な判断が出てきてしまう。しかし始まる以上法律であるので問題があるならば、意見を出していきたい。始まってみないと分からないこともたくさんある。

適切に働く場所を選んでいけるのであれば、大事な事業であることは間違いない。一般労働市場を目指す方も来るかもしれない。ハローワークとも連携を取りながらしっかり道筋が立てられれば良い事業になるのではないかな。

（鈴木委員）

就労ができるできないを判断するものではなく、その方の意向を尊重し強み等を見つけていくのが就労アセスメント事業である。まずは本人の意向が一番である。

全部を就労に結び付けるとは考えておらず、本人の意向である。これからどう生きていきたいのか、B型で働いていきたいのか、一般企業で働いていきたいのか等可能性を考える事業である。

（中村会長）

就労選択支援事業の創設の背景には、今までの就労移行やB型、A型で本人の職業能力を見ながらしっかりとした就労の場所が提供できていたのかという問いかけや、一旦利用が始まるとずっと続いてしまう、新たなチャレンジはないのか等様々な要素がある。良い捉え方をしてチャレンジしていければと思う。

②障害の理解促進・ふれあい交流事業について

（鳥井課長）

（資料 69 頁参照）

障害者福祉事業団の主催事業であり、夏休みに向けて既に募集が終わっている。結構な倍率になった。作業体験協力として、あとえふぁんとむ、中野区東部福祉作業センター、ふらっとなかのに協力いただき、利用者の方に来ていただく。

③信号機の点灯時間変更工事について 仮設バス停整備について

（中野駅周辺まちづくり課 井上課長）

中野駅の西側に新たな改札、南北通路の整備、新しい駅前広場を作る工事を進めていくことに伴い、バス停の移設があること、バス停の移設工事に当たって歩行者動線が変更となりけやき通りのNTT ドコモ中野ビル前にある信号機の点灯時間を変更することについて、説明する。

（資料71頁～84頁参照）

歩行者動線が大きく変わるところもあるため、一度聞いただけではなかなか分からないところがあると思う。もし分からないことがあった時は、中野駅周辺まちづくり課まで問い合わせさせていただきたい。

④スマートインクルーシブシティ実現プロジェクトモニター募集のお知らせについて

（堤係長）

（資料85頁参照）

東京都では2050年代に目指す東京の姿、ビジョンを実現するために2050東京戦略を策定した。

袖縁というアプリは合理的配慮の提供を支援するスマートフォンアプリである。事前に配慮して欲しい内容をアプリで登録をして、お店等の施設に伝えることで当日スムーズにコミュニケーションをとることができる。テキストチャットや音声通話、ビデオ通話等のコミュニケーション手段を通して施設のスタッフに自分の要望を伝えられる。

詳細はQRコードや、ページ下部、公益財団法人日本ケアフィット共育機構のHPでも確認できる。

（中村会長）

実際に活動する場所が特定のエリアに限られているのか。→今回の実施ではエリアと店舗が特定されているが、詳細は8月以降に出る。

その他

（上西委員）

社会福祉法人中野あいにく会で知的障害者のガイドヘルパー養成講座を毎年1回開いているが、今回は8月に座学がありその後実習も行う。興味がある方、周りの方にガイドヘルパーの資格を取りたい方がいればお知らせください。（※配布資料「ガイドヘルパー養成研修 受講生募集」参照）

（宮澤委員）

上部団体である全国手をつなぐ育成会連合会が、今年の11月8日、9日に全国研修大会を行う。

土曜日曜の午後の時間帯に行く。様々な分科会を選べるようになっている。次の日は全体会があり、式典や記念講演がある。14年ぶりに東京で開催される。

2 日間で 6000 円、分科会だけの参加の方は 3000 円である。会員以外の方は QR を見て申し込んでいただければありがたい。（※配布資料「全国大会」参照）

（15：55分終了）

備	考	次回日程：令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午後 1 時 3 0 分～ 場所：中野区役所 7 階 7 0 1 ・ 7 0 2 会議室
---	---	---